



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

○ 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2 件（村づくり計画課）	1
○ 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課）	3
○ 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3 件（森林管理課）	4
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	6
○ 道路の占有を制限する区域の指定（道路管理課）	6
病院事業局事項	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告	6
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告	7
○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	9

告 示

沖縄県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり長浜川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	松田昌邦	読谷村字宇座387番地
理事	與那覇徳雄	読谷村字渡慶次1148番地 1
理事	津波宏	読谷村字長浜21番地
理事	知花節	読谷村字高志保240番地
理事	知花竜	読谷村字波平950番地
監事	比嘉光雄	読谷村字座喜味144番地

任期 令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 6 月30日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新垣昇	読谷村字長浜388番地
理事	比嘉國夫	読谷村字高志保86番地
理事	知花俊雄	読谷村字渡慶次11番地 2
理事	津波眞市	読谷村字波平97番地

理事	知花毅	読谷村字宇座306番地
監事	松田昌邦	読谷村字宇座387番地

沖縄県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおりうるま市与勝地下ダム土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲村秀雄	うるま市勝連平敷屋4057番地
理事	恩納清徳	うるま市勝連平敷屋587番地 1
理事	兼堅初子	うるま市勝連平敷屋3486番地
理事	濱川清康	うるま市勝連南風原115番地
理事	島袋光政	うるま市与那城西原154番地
理事	兼城はるみ	うるま市勝連南風原354番地 1
理事	兼城賢信	うるま市字田場253番地 8
理事	照屋守輝	うるま市字具志川1221番地 1
理事	照屋守敬	うるま市字具志川1222番地 1
理事	長堂政規	うるま市与那城屋慶名501番地
理事	安村秀夫	うるま市字高江洲802番地 2
理事	高屋松一	うるま市勝連平安名304番地
理事	上地宣雄	うるま市みどり町三丁目 6 番13号
理事	仲直輝	うるま市勝連南風原75番地
理事	金城盛勝	うるま市字田場79番地
監事	吉原勝男	うるま市勝連平敷屋225番地 1
監事	祖堅康成	うるま市勝連内間978番地 2
監事	長濱淳	うるま市与那城1004番地 1

任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲村秀雄	うるま市勝連平敷屋4057番地
理事	恩納清徳	うるま市勝連平敷屋587番地 1
理事	兼堅初子	うるま市勝連平敷屋3486番地
理事	濱川清康	うるま市勝連南風原115番地

理事	島袋光政	うるま市与那城西原154番地
理事	兼城はるみ	うるま市勝連南風原354番地 1
理事	兼城賢信	うるま市字田場253番地 8
理事	照屋守輝	うるま市字具志川1221番地 1
理事	照屋守敬	うるま市字具志川1222番地 1
理事	長堂政規	うるま市与那城屋慶名501番地
理事	安村秀夫	うるま市字高江洲802番地 2
理事	外當昌勝	うるま市勝連平安名333番地
理事	松野義雄	うるま市勝連平安名632番地
理事	東門功一郎	うるま市字喜屋武220番地 5
理事	大屋正人	うるま市与那城136番地 1
理事	兼城賢一	うるま市与那城照間1046番地
理事	新垣智也	うるま市字田場1515番地101号
理事	南風一男	うるま市与那城449番地 1 1 階
監事	吉原勝男	うるま市勝連平敷屋225番地 1
監事	兼城勝次	うるま市与那城屋慶名432番地
監事	祖堅康成	うるま市勝連内間978番地 2

沖縄県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり備瀬土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
宮里勇	本部町字備瀬1103番地 1
玉城啓次	本部町字備瀬2088番地
満名清正	本部町字伊野波1016番地 3
兼次道夫	本部町字備瀬494番地
高良明義	本部町字備瀬327番地
天久善秀	本部町字備瀬412番地
比嘉尚二	本部町字備瀬637番地
知念重吉	本部町字備瀬443番地
具志堅正英	本部町字備瀬343番地

沖縄県告示第271号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和 6 年 8 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第272号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村、読谷村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和 6 年 8 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第273号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び北大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 令和 6 年 8 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第274号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、久米島加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、沖縄県中部土木事務所において、令和 6 年 7 月 9 日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	浦添西原線	浦添市前田一丁目1532番1から 浦添市前田一丁目1531番8まで	沖縄県中部土木 事務所

2 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日 令和 6 年 7 月 9 日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

1 調達する物品等の種類 沖縄県病院事業局ネットワークシステム基幹系サーバ機器等賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和 6 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、O A 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近 3 事業年度以上の営業実績を有していること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所

に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第 1 項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近 3 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

キ その他入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県病院事業局ホームページ（<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/topics/>）からダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局経営課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2636

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県病院事業局ネットワークシステム基幹系サーバ機器等賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県病院事業局ネットワークシステム基幹系サーバ機器等賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式

- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和 6 年 7 月 9 日付け沖縄県公報定期第5232号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局ネットワークシステム基幹系サーバ機器等賃借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 沖縄県病院事業局ネットワークシステム基幹系サーバ機器等（以下「端末機等」という。）の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）までに 3 (2) の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあっては 1 日以内、沖縄本島外にあっては 2 日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
 - ウ 納入しようとする端末機等の機能等証明書を令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）までに 3 (2) の場所に提出し、当該端末機等を納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県病院事業局ホームページ (<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/topics/>) から様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局経営課 〒900－8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 3 (2) の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和 6 年 8 月 21 日（水曜日）午後 2 時
 - (2) 場所 沖縄県庁 11 階第 1 会議室 〒900－8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を令和 6 年 8 月 20 日（火曜日）午後 5 時までに 3 (2) の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3 (2) の場所又は沖縄県病院事業局ホームページ (<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/topics/>) からダウンロードすること。

oinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/topics/) からダウンロードすること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県病院事業局経営課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2636

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和6年8月21日(水曜日)午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Bids to be tendered
Lease of terminal units for the network system at Okinawa Prefectural Hospital Bureau as well as the application software
(This includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 9 July, 2024 through 5 August, 2024 (Except for Saturday, Sunday and Holidays)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 4th floor
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time
21 August, 2024 (Wednesday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Wednesday 21 August, 2024.)
- (6) Bid Opening
Date and Time: 21 August, 2024 (Wednesday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 11th floor, the 1st Conference Room
- (7) Division in charge
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha city, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2636

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 9 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 令和 6 年度病院総務システム追加改修 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局総務企画課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 6 年 4 月 30 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社リウコム 代表取締役 宜保論 那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号琉球リース総合ビル11階
- 5 契約金額 56,622,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第11条第 1 項第 2 号

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地